応用化学に関する学科を終了した者とは

毒物及び劇物取締法第8条に定める毒物劇物取扱者の資格は次のとおりです。

- 1 薬剤師
- 2 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- 3 各都道府県が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

注釈:2の「厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者」 とは、次のとおりです。

(1)大学等

学校教育法第 52 条に規定する大学(同法第 69 条の 2 に規定する短期大学を含む。)又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)に基づく専門学校で応用化学に関する学課を修了した者であることを卒業証明書等で確認する。応用化学に関する学課とは次の学部、学科とする。

ア 薬学部

- イ 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科、生物化学科等
- ウ 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園 芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等
- エ 工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等
- オ 化学に関する授業科目の単位数が必修科目の単位中 28 単位以上又は 50%以 上である学科

ここで化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学等

【注:化学に関する科目に該当しない科目】

工業基礎、工業数理、電子基礎、情報(技術)基礎、工業管理技術、情報科学、電子回路、電気基礎、環境工学、環境保全、材料技術基礎、高分子材料、高分子加

工、高分子基礎、繊維製品、染色技術、生物工学(基礎)、バイオ技術、工業化学 等製図、工業技術基礎、課題研究等

注釈:工業技術基礎及び課題研究については、応用化学に関する学課を修了した したことを証する書類において、科目名に「(化学)」等の字句が明示されて証明し てあるものに限り、化学に関する科目として該当するものとします。(例:工業技術基 礎(化学)、課題研究(化学))

(2)高等専門学校

学校教育法第70条の2に規定する高等専門学校工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者であることを確認する。

(3)高等学校

学校教育法第41条に規定する高等学校(旧中学学校令(昭和18年勅令第36号) 第2条第3項に規定する実業高校を含む。)において応用化学に関する学課を修 了した者については、30単位以上の化学に関する科目を修得していることを確認 する。化学に関する科目については(1)の才を準用する。

注釈:ただし、次の方は毒物劇物取扱責任者となることができません。

- 1 18 歳未満の者
- 2 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 3 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 4 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その 執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していな い者